⑶　Subject matter of the contract : Extension and construction of the runway in Fukuoka Airport

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 1 June 2023

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 11 : 00　14 July 2023 (tenders brought with 11 : 00　14 July 2023 or submitted by mail : 11 : 00　14 July 2023)

⑹　Contact point for tender documentation : ONO Ikki, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kyushu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―10―7 Hakataekihigashi, Hakata-ku, Fukuoka-city, 812―0013 Japan. TEL 092―418―3345

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、技術資料を共通化できる３件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。

本工事は、電子契約システム対象案件である。

令和５年５月２日

支出負担行為担当官

九州地方整備局副局長　杉中　洋一

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

○第５号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

①　令和５年度新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）護岸築造工事（以下「①工事」という）

②　令和５年度新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）護岸築造工事（第２次）(以下「②工事」という)

③　令和５年度新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）護岸築造工事（第３次）(以下「③工事」という)（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　福岡県京都郡苅田町空港南町地先

⑷　工事内容　①工事及び②工事　本工事は新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）護岸の共通工、構造物撤去工、基礎工、本体工、被覆工、裏込工、腹付工、上部工および消波工を施工するものである。

③工事　本工事は、新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）護岸の共通工、基礎工、本体工、被覆工、裏込工、腹付工、上部工および消波工を施工するものである。

⑸　工期　①工事及び②工事

契約締結日から令和６年７月31日まで

③工事　工事開始日から令和６年７月31日とする。ただし、令和５年９月30日までに工事開始するものとする。

契約締結日は、工事開始日を届け出た日とし、落札決定日から７営業日以内の日とする。

⑹　本工事は、入札時に技術提案等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（ＷＴＯ型））の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認することにより、施工内容を確実に実現できるかどうかを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑺　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⑻　本工事は、若手の主任（監理）技術者を専任で指導する経験豊富な技術者(技術指導者)を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、技術指導者の配置については、参加申請書の提出者が選択できるものとする。若手主任（監理）技術者は、昭和58年４月２日以降に生まれた者とする。

⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。(総合評価に係る技術提案の範囲を除く。)

⑽　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑾　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

⑿　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⒀　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。(入札説明書参照)

⒁　本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。

⒂　③工事は、発注者が任意着手期間を設定し、その期間内に受注者が自らの判断により工事を開始し、開始した日から工期末日までに完成させる任意着手制度の対象工事である。

なお、本工事の任意着手期間は、落札決定日から令和５年８月10日までとする。

⒃　本工事は、見積参考資料開示の試行工事である。

⒄　本工事は、中間前金払いに代わり、出来高に応じた部分払を落札者が選択することができる「出来高部分払方式」の対象工事である。ただし、工期が180日以上の場合に限る。なお、本工事で「出来高部分払方式」を行うことを選択した場合は、上記「総価契約単価合意方式」を実施するものとする。

⒅　本工事は、施工期間中の荒天休止等の実態に基づき、供用係数の精査及び必要に応じて工期の延伸を可能とする荒天リスク精算型の試行工事である。

⒆　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴの全面的活用を図るため、３次元データを活用するＩＣＴ活用工事（発注者指定型）である。

⒇　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を活用することにより、ＩＣＴの全面的活用を推進し、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）である。

(21)　本工事は、競争参加資格通知時に発注者が想定している概略工程表を開示する試行工事である。なお、本試行の効果の検証に関するアンケート調査に協力するものとする。

(22)　本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型（工期指定）」の試行工事である。

(23)　本工事は、工事期間中の真夏日の日数に応じて熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う対象工事である。

(24)　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。

(25)　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

(26)　本工事は、港湾建設業等における取引事業者全体での付加価値の向上や適正な転嫁を進める環境整備を促進し、港湾建設業等における海洋土木工の担い手を確保するため、受注者（元請企業）及び下請企業が「港湾工事パートナーシップ強化宣言」を行い、下請契約を締結する受注者に対し、現場管理費率を割増し、下請企業への波及効果を検証する「諸経費検証モデル」の試行工事である。

(27)　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価方式）」、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。「積算の内訳」については、契約後に適宜、ＨＰにより公表する。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）であること。